資料　１－１

「令和６年度(2024 年度)食の安全･安心に関して講じた施策等に関する報告」の概要

令和７年（2025 年）６月
北　海　道　農　政　部

北海道食の安全･安心条例第８条の規定に基づき、令和６年度（2024 年度）に食の安全・安心に関して講じた施策等について報告するものです。

目　　次

第１　食の安全・安心のための基本的施策の推進　・・・　１

第２　安全で安心な食品の生産及び供給　・・・・・・・　２

第３　道民から信頼される表示及び認証の推進　・・・・　３

第４　情報及び意見の交換、相互理解の促進　・・・・・　４

第１ 食の安全・安心のための基本的施策の推進

１　情報の提供

- 食品衛生に関わる各種情報や、水産物及び海水の放射性物質のモニタリング結果をはじめとした、食の安全・安心に関する情報を道のホームページ等で提供したほか、食やイベント情報をメールマガジン等を活用し、消費者や事業者に提供。
- 「北海道健康増進計画～すこやか北海道２１～」に基づき、「道民健康づくりの日」等にあわせて健康的な食習慣について普及啓発を実施。

２　食品等の検査及び監視

- 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、流通する食品や食品関係施設の検査を、年間を通じて行ったほか、夏期、年末には期間を定めて集中的に検査を実施。
- 食品表示法や景品表示法に基づき、食品等事業者に対する調査や監視を実施。不適切な表示を行った事業者に対しては、必要な指導等を実施。

３　人材の育成

- 食品表示制度などの普及啓発を目的としたセミナーや、ＨＡＣＣＰの普及に向けた講習会を実施。
- 学校や地域における人材育成のため、栄養教諭を対象とした研修や研究推進協議会、管理栄養士などを対象とした研修やイベント等を実施。
- 食育に取り組もうとしている団体等からの要請に応じ、地域の特色を活かした食育の活動を支援する北海道食育コーディネーターなどを派遣。

４　研究開発の推進

- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）において、クリーン農業や有機農業に関する技術、水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持の技術などを開発。
- 残留農薬、動物用医薬品、貝毒、遺伝子組換え食品、食品微生物などに関する道独自の調査研究を実施。

５　緊急事態への対処等に関する体制の整備等

- 厚生労働省等との連携を強化するなど、食の安全に関わる情報収集が可能な体制を整え、危害情報については保健所や関係団体等を通じて情報を提供。
- 定期的に関係者を集めた会議を実施し、緊急事態対応に備えるとともに、食の安全・安心に関する情報を共有。

北海道食品衛生監視指導計画に基づく
立入検査の実施率(%)

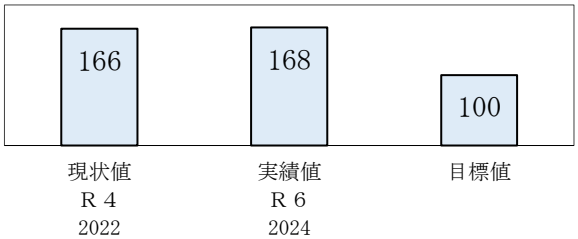

食育コーディネーター及び伝承名人の
派遣・活動回数（回）

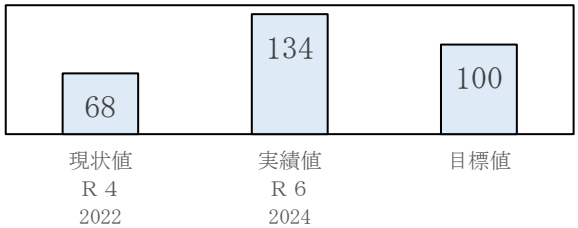

第２ 安全で安心な食品の生産及び供給

１　食品の衛生管理の推進

- 国際水準ＧＡＰの導入を促進するため、農業者向け研修会の開催や農業者等のＧＡＰ認証取得などを支援。
- 食品製造加工等の施設において、自主検査の実施やＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の取組を確認するとともに、自主衛生管理の推進を啓発。

２　農産物等の安全及び安心の確保

- 道総研と連携し、クリーン農業を支える化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する栽培技術等の開発に取り組み、令和６年度（2024 年度）は新たに２件の栽培技術を開発。
- 北海道クリーン農業推進協議会と連携し、市町村やＪＡに対して YES!clean の登録を推進したほか、農業改良普及センターによる指導・助言を実施。
- 有機農産物の販路拡大を図るため、関係者が集う全道交流会を開催するとともに、有機農業者の情報を掲載した「北海道オーガニックマップ」を作成。
- 「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱等のモニタリングを行うとともに、伝染病に関する情報を収集し、関係者への注意喚起を図るなど、早期発見とまん延防止対策を実施。

３　水産物の安全及び安心の確保

- 水産物の鮮度保持技術を取りまとめたマニュアルを、道のホームページに掲載し、鮮度保持技術を普及。
- 道産水産物魚食普及推進事業等により、生産者団体等が行うＰＲ等の取組を支援し、水産物の知名度向上や消費拡大に寄与。
- 二枚貝の食品としての安全性を確保するため、定期的に貝毒検査を実施。

４　生産資材の適正な使用等

- 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士を認定。
- 動物用医薬品販売業者に対し立入検査を行い、動物用医薬品の適正な保管や販売について、監視指導を実施。
- 飼料の安全性の確保のため、飼料業者や畜産農家への立入検査や、牛用飼料への肉骨粉混入監視調査や有害物質の検査等を実施。

５　生産に係る環境の保全

- 肥料の生産業者に対し、立入検査及び指導を実施。
- 「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により、各農場への巡回調査・指導を行い、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用を促進。
- 漁業者等が行う藻場･干潟の機能を保全するための活動に対して支援を実施。

国際水準ＧＡＰ（ＪＧＡＰ・ＡＳＩＡＧＡＰ）
の認証農場数（農場）

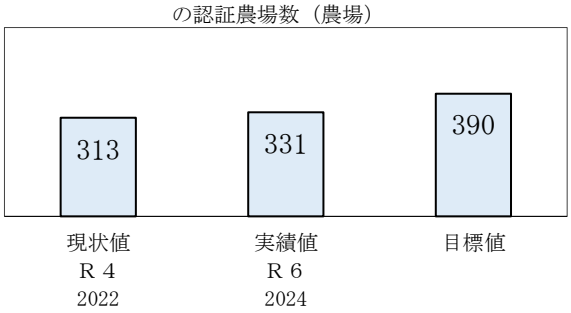

有機農業の取組面積（ha）

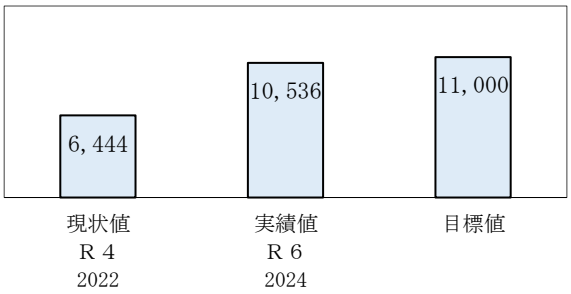

第３　道民から信頼される表示及び認証の推進

１　適正な食品の表示の促進等

- 食品表示制度の普及のため、セミナーを開催するとともに、事業者からの相談対応を実施。
- ホテル・飲食店等事業者を対象に景品表示法に係る調査を実施し、適正なメニュー表示について啓発するとともに、不適切な表示を行っている事業者に対して必要な指導を実施。
- 道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、小売店における生鮮食品の表示の実態に係る調査を実施。
- 道のホームページにおいて、トレーサビリティ導入の手引きや国のガイドライン等の情報を提供。

２　道産食品の認証制度の推進

- 制度の認知度向上のため、商談会で啓発資料を掲示したほか、制度の普及拡大に向け、学識経験者や農漁業団体、バイヤーなどで構成する運営懇談会を開催。

道産食品登録制度の登録数（品）

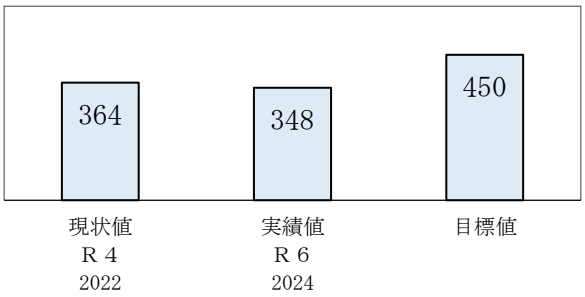

道産食品登録制度

第４ 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

１ 情報及び意見の交換等

- 食品表示や食品衛生など、道民の関心が高い５つのテーマを設定し、関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換する、いわゆるリスクコミュニケーションを実施し、結果を道のホームページに掲載し情報提供。

２ 食育及び地産地消の推進

- 栄養バランスのとれた食事の実践に向け、子ども及び子育て世代を対象に食育取組事例発表会などを実施。
- 食品ロス削減に向け、「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、関係部局と連携して「どさんこ愛食食べきり運動」を推進。
- 道産の新顔冬野菜の認知度向上のため、商談会や催事でのＰＲや、道内飲食店で特別メニューを提供するフェアを実施。
- 北海道学校給食コンクール、北海道学校給食研究大会を開催し、地場産物を活用した特色ある献立の周知及び活用促進に取り組んでいる実践事例等の普及啓発を実施。

３ 道民からの申出

- 食品安全相談ダイヤルやウェブフォームのほか、全道の保健所窓口において食品の安全・安心に関する相談・問合せを受け付けるとともに、受理した情報を関係部局で共有し、処理状況の確認・点検を実施。

学校給食における地場産物の使用率
（食品数ベース）（%）

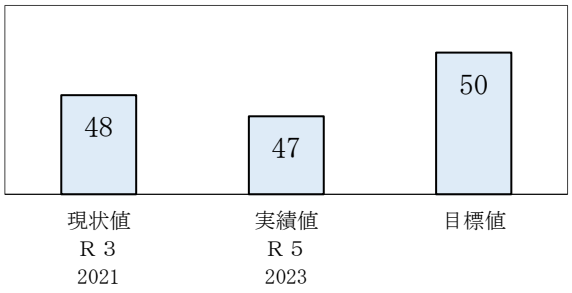
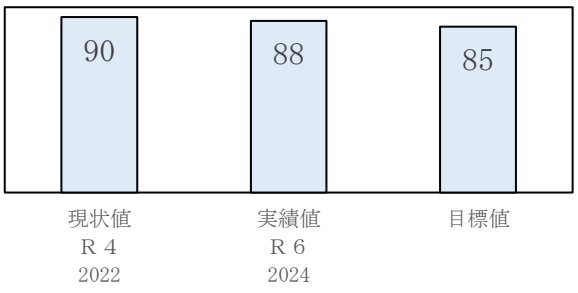
北海道米の道内食率（%）